

地車第45号

地備第58号

平成元年3月29日

改正：自環第285号

自整第230号

平成8年12月20日

改正：国自総第17号

国自整第10号

平成13年4月20日

改正：国自総第513号

国自整第213号

平成15年3月11日

最終改正：国自総第18号

国自整第7号

平成18年4月14日

地方運輸局整備部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車交通局総務課安全対策室長

自動車交通局技術安全部整備課長

自動車事故報告書の記入等の取扱いについて

今般、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号。以下「規則」という。）の一部が改正され、「自動車事故報告書の取扱要領について」（平成元年3月29日付け地車第44号、地整第58号）が通達されたところである。

これに伴い、規則第3条の自動車報告規則（以下「報告書」という。）の記入及び集計等については、規則別記様式（注）及び取扱要領によるほか、今後は下記によることとしたので留意して取扱われたい。

なお、「自動車事故報告書の取扱いについて」（昭和47年6月27日付け自整第151号自車第536号）及び「自動車事故報告書の取扱いについて」（昭和55年12月12日付け自安第206号）は廃止する。

記

第1 報告書の記入

報告書の記入は、次に掲げる取扱いによること。

1 事故の種類

(1) 区分欄

(ア) 2種類以上の事故を併発した場合は、最も大きな被害を発生した事故を当該事故の種類とすること。

(イ) 自動車又は原動機付自転車と衝突又は接触して当該車両に乗っている者を死傷させた場合は「衝突」とし、自転車に乗っている者を死傷させた場合は「死傷」とすること。

(ウ) 走行中の車両への飛び乗り又は飛び降り等によって死傷した場合は「死傷」とすること。ただし、乗務員の不注意（扉の開口走行等）によって乗客等が当該車両より転落して死傷した場合は、「車内」とすること。

(エ) 家屋その他の物件と衝突して付近にいた人を死傷させた場合は「衝突」とすること。

(2) 衝突等の状態欄

(ア) 自動車が相手方と対面して接近し、衝突又は接触した場合は「正面衝突」とすること。

(イ) 自動車が相手方と対面方向又は同方向以外の方向に進行（一方が停止している場合を含む。以下同じ。）して衝突又は接触した場合は「側面衝突」とすること。

(ウ) 自動車が相手方と同方向に進行していて衝突又は接触した場合で次の「接触」以外の場合は「追突」とすること。

(エ) 自動車が相手方と並進中又は後続車が先行者を追い抜き、もしくは並進しようとして接触した場合は「接触」とすること。

(オ) 自動車が家屋、その他の物と衝突した場合は「物件衝突」とすること。

2 当該自動車の概要

(1) 「車名」、「型式」、「車体の形状」及び「初度登録年又は初度検査年」は、けん引車が被けん引車を連結した状態で事故を引き起こした場合には、それぞれの車両について記載すること。

(2) 「貸渡」は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第52条の規定により受けた許可に係る自家用自動車とすること。

(3) 「積載危険物等の品名」は、規則別様式（注）（10）各号のそれぞれの法令に定められた名称とすること。

3 道路等の状況

「警戒標識」は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）第1条第2号に定めるものとし、同標識が設置されており、当該警戒標識によって運転上注意の必要があると認められる箇所において当該事故が発生した場合に「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

4 損害の程度

「損害の程度」は、当該事故があったときの医師の診断結果に基づき記入することを原則とするが、死亡については、当該事故の発生後24時間以内に死亡したものとする。

5 当時の状況

(1) 当該自動車の事故時の走行等の態様欄

(ア) 「追越」は、自動車が進路を変え前車の側方を通過してその前方にでるまでとすること。

(イ) 「左（右）折」は、直進の状態からハンドルを左（右）に切り、さらに直進の状態に戻るまでとすること。

(ウ) 「その他」は、蛇行、割り込み等とすること。

(2) 事故発生地点欄

(ア) 事故発生地点の区分は、当該事故が発生したときに、当該自動車の大部分が位置していた場所によるものとする。

(イ) 交差点、バス停留所、トンネル等において、当該事故が発生した場合は、車道、路側帯等と重複することがあるが、その場合には、上記（ア）に係わず該当する両方を○で囲むこと。

(ウ) 「歩道」は、歩行者の通行の用に供するため縁石線又は柵その他これに類する工作物によって区画された道路の部分とすること。

(エ) 「路側帯」は、歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた道路標識によって区画された帯状の道路の部分とすること。

(オ) 「路肩」は、道路の主要部分を保護するため車道、歩道等に接続して設けられた部分であって「路側帯」以外のものとする。

(カ) 「交差点」は、2以上の道路（歩道を除く。）の交わる部分（車両停止線のある場合にあつては、車両停止線を対向車線に延長した線によって囲まれた道路の

部分) とすること。

(キ) 「バス停留所」は、乗合バス停留所の前後 20 m の道路の部分とすること。

6 乗務員

(1) 「経験年数」は、当該自動車を運転することができる資格を得たときからの運転経験の期間とすること。

(2) 「本務・臨時の別」は、自動車運送事業者から当該運送事業の用に供する自動車の運転者として選任されている者を「本務」とし、それ以外の者は「臨時」とすること。

(3) 「乗務開始から事故発生までの乗務時間及び乗務距離」は、当日の最初の乗務から事故発生までの乗務時間及び乗務キロ数のそれぞれの総和とすること。ただし、乗務が2日以上にわたって継続して行われた場合は、当該乗務の開始から事故発生までの乗務時間及び乗務キロ数とすること。この場合において、乗務員がその途中で8時間以上事業用自動車を離れた場合は、そこで乗務が終了したものとする。

(4) 「交替運転者の配置」は、運転を交替するための者が当該自動車に同乗している与否とにかかわらず、当該運行計画において、運転を交替する者が配置されている場合は「有」とし、それ以外は「無」とすること。なお、交替運転者が運転を交替した後、に事故を惹起した場合にあっては、当該交替運転者が運転を交替してから事故発生までの乗務キロ数を記載すること。

(5) 「過去3年間の事故の状況」及び「過去3年間の道路交通法の違反の状況」は、事業用自動車の乗務時のものを記載すること。

7 再発防止対策

事故の原因が明らかになってから講ずることとしている場合には、「原因究明結果待ち」を記入するとともに、緊急的に講じた対策についても記入すること。

第2 集計及び報告

1 報告書の集計については、自動車交通局総務課安全対策室において作成し、別途通知する「自動車運送事業用自動車事故情報分析システム」(以下「自動車事故情報システム」という。)を用いて行うこと。

また、規則第2条第6号に該当する事故その他構造・装置の故障に起因する事故の集計については、別添「事業用自動車等の車両故障事故」の様式を用いて行うこと。

2 報告書の集計時期については、毎月集計を行うこと。

また、規則第2条第6号に該当する事故その他の構造・装置の故障に起因する事故に

については様式に従い、1月から6月までの間に発生した事故の集計（半期分）及び1月から12月までに発生した事故の集計（全期分）の年2回集計を行うこと。

- 3 毎月集計を行った結果については、自動車事故情報分析システムに入力し、速やかに自動車交通局総務課安全対策室あて報告すること。

また、規則第2条第6号に該当する事故その他構造・装置の故障に起因する事故については、別添「事業用自動車等の車両故障事故」の様式に必要事項を入力した集計結果をフロッピーディスク等により、半期分については同年9月末日、全期分については翌年3月末日までに自動車交通局技術安全部整備課長あて報告すること。

第3 その他

規則に該当しない事故は報告させないこと。

なお、当該事故の発生当時に規則に該当しない事故であっても、当該事故が原因となって、同規則に該当することとなった場合には、その時点において遅滞なく報告書を提出させること。

今回の自動車事故報告規則の改正概要

参 考

今回の事故報告規則の様式改正内容は、車両事故に起因する事故報告の増加に伴い、以下の新旧対照表のとおり見直されました。

なお、本改正に伴い、「自動車事故報告書等の取扱要領について」及び「自動車事故報告書の記入等の取扱いについて」が改正されました。

【自動車事故報告書の新旧対照表】

新	旧
(報告書様式・表)	(報告書様式・表)
・「 <u>当時の状況</u> 」と「 <u>現場の略図</u> 」記入欄に分離された。なお、 <u>車両故障に起因する事故の場合には、「現場の略図」を省略できることとした。</u>	・「 <u>当時の状況及び現場の略図</u> 」記入欄
(報告書様式・裏)	(報告書様式・裏)
・「 <u>車両の事故に起因する場合には故障箇所</u> 」の選択項目を27箇所に細分化し、記入を容易とした。	・「 <u>車両の故障に起因する場合には故障箇所</u> 」の選択項目7箇所
・ <u>車両故障に起因する事故の場合には、「乗務員」欄の記入を省略できることとした。</u>	・「乗務員」欄の記入



関自安第49号
平成18年4月19日

東京運輸支局長 殿

自動車技術安全部長



自動車事故報告規則の一部を改正する省令について（通知）

標記について、自動車交通局総務課安全監査室長から別添（平成18年4月14日付け、国自総第31号）のとおり通知があったので了知されるとともに、関係者に対し周知されたい。

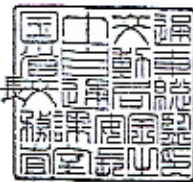




国自総第31号
平成18年4月14日

関東運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車交通局総務課安全監査室長



自動車事故報告規則の一部を改正する省令について（通知）

標記法令が平成18年4月14日付けで官報に掲載されたので通知する。

参考1：官報の写し

参考2：新旧対照表



6. A State which becomes a Party to this Convention after the entry into force of amendments in conformity with paragraph 4 of this Article shall, failing an expression of different intention, be considered:

- (a) as a Party to this Convention as so amended; and
- (b) as a Party to the unamended Convention in relation to any State Party not bound by the amendments.

Article 39 – Authoritative texts

This Convention has been drawn up in Arabic, Chinese, English, French, Russian and Spanish, the six texts being equally authoritative.

Article 40 – Registration

In conformity with Article 102 of the Charter of the United Nations, this Convention shall be registered with the Secretariat of the United Nations at the request of the Director-General of UNESCO.

DONE at Paris, this third day of November 2003, in two authentic copies bearing the signature of the President of the 32nd session of the General Conference and of the Director-General of UNESCO. These two copies shall be deposited in the archives of UNESCO. Certified true copies shall be delivered to all the States referred to in Articles 32 and 33, as well as to the United Nations.

The above text is the authentic text of the Convention hereby duly adopted by the General Conference of UNESCO at its 32nd session, held in Paris and declared closed on the seventeenth day of October 2003.

IN WITNESS WHEREOF the undersigned have signed this Convention this third day of November 2003.

President of the General Conference

Director-General

Michael Abiola Omelewa

Koichiro Matsuura

省

令

〇国土交通省令第百四十五号

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二十二條（同法第四十三條第五号において準用す

る場合を含む。）及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第百八十三号）第二十四條（同法第三十五條

第六項及び第七十七條第三項において準用する場合を含む。）の規定に準じ、並びに道路運送車両法

（昭和二十六年法律第百八十五号）第百条第一項の規定を実施するため、自動車事故報告規則の一部

を改正する省令を次のように定める。

平成十八年四月十四日

国土交通大臣 北側 一雄

自動車事故報告規則の一部を改正する省令

自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

(注) ① 申請者は、其特別に記入すること。ただし、平例の場合は該特別に「平例」と記入し、記入の無い場合は其特別に記入すること。
② 申請者は、其特別に記入すること。ただし、平例の場合は該特別に「平例」と記入し、記入の無い場合は其特別に記入すること。
③ 申請者は、其特別に記入すること。ただし、平例の場合は該特別に「平例」と記入し、記入の無い場合は其特別に記入すること。
④ 申請者は、其特別に記入すること。ただし、平例の場合は該特別に「平例」と記入し、記入の無い場合は其特別に記入すること。
⑤ 申請者は、其特別に記入すること。ただし、平例の場合は該特別に「平例」と記入し、記入の無い場合は其特別に記入すること。
⑥ 申請者は、其特別に記入すること。ただし、平例の場合は該特別に「平例」と記入し、記入の無い場合は其特別に記入すること。
⑦ 申請者は、其特別に記入すること。ただし、平例の場合は該特別に「平例」と記入し、記入の無い場合は其特別に記入すること。
⑧ 申請者は、其特別に記入すること。ただし、平例の場合は該特別に「平例」と記入し、記入の無い場合は其特別に記入すること。
⑨ 申請者は、其特別に記入すること。ただし、平例の場合は該特別に「平例」と記入し、記入の無い場合は其特別に記入すること。
⑩ 申請者は、其特別に記入すること。ただし、平例の場合は該特別に「平例」と記入し、記入の無い場合は其特別に記入すること。

告示

○内閣府告示第五十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第六條第一項の規定に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第八百五十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したの
で、同法第六條第二項において準用する同法第四
条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成十八年四月十四日

一 内閣府告示第五十九号

構造改革特別区域計画の変更を認定した日
平成十八年三月二十日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北
海道枝幸郡枝幸町及び浜頓別町

三 構造改革特別区域の名称 北オホーツクえさ
し・はなとんべつ外国人研修生受入れ特区

四 構造改革特別区域の範囲 北海道枝幸郡枝幸
町及び浜頓別町の全域

五 変更後において実施し又はその実施を促進す
るべき特定事業の名称（番号）について
は、構造改革特別区域法第三條第一項に規定す
る構造改革特別区域基本方針別表第一に定める
ことによる。）外国人研修生受入れによる人
材育成促進事業（五〇六）

○内閣府告示第六十号
構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十
九号）第六條第一項の規定に基づき、平成十七年
十二月六日内閣府告示第八百七十三号をもって公
示した構造改革特別区域計画の変更を認定したの
で、同法第六條第二項において準用する同法第四
条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成十八年四月十四日

一 内閣府告示第六十号

構造改革特別区域計画の変更を認定した日
平成十八年三月二十日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福
島県南会津郡南会津町

三 構造改革特別区域の名称 ふるさと南郷再生
特区

四 構造改革特別区域の範囲 福島県南会津郡南
会津町の区域の一部（旧南郷村）

五 変更後において実施し又はその実施を促進す
ることのできる特定事業の名称（番号）について
は、構造改革特別区域法第三條第一項に規定す
る構造改革特別区域基本方針別表第一に定める
ことによる。）特定農業者による酒造の製造
事業（七〇七）

○内閣府告示第六十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）附則第三條に規定する措置に基づき、平成十七年十二月十二日内閣府告示第八百二十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したの
で、同法に規定する措置に基づき、次の
とおり公示する。
平成十八年四月十四日

一 内閣府告示第六十一号

構造改革特別区域計画の変更を認定した日
平成十八年三月二十日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 千
葉県

三 構造改革特別区域の名称 健康福祉千葉特区

四 構造改革特別区域の範囲 錦州市、市川市、
船橋市、木更津市、松戸市、茂原市、成田市、
佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、流山
市、我孫子市、鎌ヶ谷市、富津市、印西市、白
井市、いすみ市及び南房総市並びに千葉県印旛
郡栄町、香取郡下総町及び大栄町、香取郡墨郷
町及び夷貞町、長生郡津沢町、長生村及び白子
町、夷隅郡御宿町並びに安房郡船橋町の全域

五 変更後において実施し又はその実施を促進す
ることのできる特定事業の名称（番号）について
は、構造改革特別区域法第三條第一項に規定す
る構造改革特別区域基本方針別表第一に定める
ことによる。）指定通所介護事業所等におけ
る知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

○内閣府告示第六十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第六條第一項の規定に基づき、平成十五年九月五日内閣府告示第五十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したの
で、同法第六條第二項において準用する同法第四
条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成十八年四月十四日

一 内閣府告示第六十二号

構造改革特別区域計画の変更を認定した日
平成十八年三月二十日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 坂
井市

三 構造改革特別区域の名称 人と人・ぬくもり
あふれる丸岡特区

附則

(施行期日)
この省令は、公布の日から起算して、
経過措置

2 この省令による改正前の自動車事故報告規則別記様式による自動車事故報告書は、この省令によ
る改正後の自動車事故報告規則別記様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができ
る。

3

[illegible]

(註)

(1)~(3) (略)

◆自問は、事故が第2条第6号のみに該当する場合には、記入を要しない。

(5)~(22) (略)

[illegible]

(五)

(1)~(3) (略)

(4)~(21) (略)